

協議事項 1

学校園における新型コロナウイルス感染症対策等について

学校園における新型コロナウイルス感染症対策等について、協議事項として以下のとおり提案する。

令和3年7月6日提出

神戸市教育委員会事務局

事務局長 長谷川 達也

〔神戸市立学校園における感染確認状況〕

学校園における感染者の推移（R 3.6.30現在）

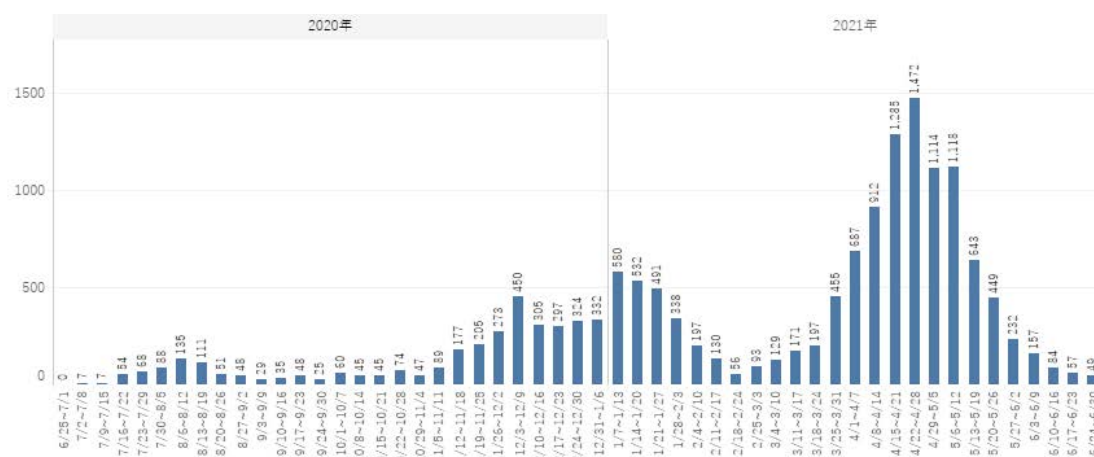
（人）

	幼稚園	小学校	中学校	特別支援学校	高校・高専	児童生徒計	教職員	総計
令和2年7月		3	3		1	7	1	8
令和2年8月		9	2		2	13	3	16
令和2年9月		24	4			28	5	33
令和2年10月		5	5		1	11	0	11
令和2年11月		19	10			29	1	30
令和2年12月		20	20	1	3	44	6	50
令和3年1月		40	51	1	5	97	7	104
令和3年2月		4	7			11	0	11
令和3年3月		19	6		2	27	4	31
令和3年4月	1	102	78	3	16	200	31	231
令和3年5月		87	62	5	14	168	22	190
令和3年6月		4	2		6	12	2	14
合計	1	336	250	10	50	647	82	729
令和2年度累計	0	143	108	2	14	267	27	294
令和3年度累計	1	193	142	8	36	380	55	435

【参考】神戸市における感染者数の状況

21/6/30 17時更新

新規感染者数の推移



6月21日以降の市立学校園の対応について

令和3年6月18日
神戸市教育委員会

本市を含む兵庫県について緊急事態措置を実施すべき区域から除外されるとともに、まん延防止等重点措置が適用され、神戸市がその対象区域となった。

市立学校園においては、引き続き感染防止対策の徹底を行い、学習活動や学校行事等を工夫しながら教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障していくこととする。

1. 基本方針

- (1) 感染防止対策を徹底した上で、教育活動を継続する。
- (2) 感染リスクの高い教育活動については、感染症対策を実施する。
- (3) 感染等により登校できない児童生徒や感染不安等により登校が困難な児童生徒に対しては、1人1台の学習用パソコンを活用したオンライン授業の実施等により、学びを保障する。

2. 感染防止対策の徹底

- (1) こまめな手洗いやマスクの着用、換気を徹底する。
- (2) 児童生徒等も教職員も、毎日の登校園・出勤前の健康観察を徹底する。本人だけでなく、同居の家族に風邪症状がある場合も、登校園・出勤させず、自宅で休養させることを徹底する。
- (3) 給食及び昼食時は、以下の対応を徹底する。
 - ① 食事の前後の手洗いを徹底する。
 - ② 飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの対応をとる。
 - ③ 食事をする時以外は、必ずマスクを着用する。

※熱中症対策として、マスクの着用については、以下の対応を行う。

- i 気温が高い時期の登下校等においては、児童生徒等の間に十分な距離を保った上で、マスクを外すよう指導する。
- ii 自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の子供には、マスクを外すよう、積極的に声をかける。
- iii 運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクは着用しない。

3. 学校活動

(1) 学習活動

- ① 合唱・調理実習等の感染リスクが高い活動
 - ・児童生徒同士が近距離で声を出したり接触したりする活動を行わないなどの感染防止対策を徹底する。
- ② 体育
 - ・「児童生徒が密集する運動」、「近距離で組み合ったり接触したりする運動」につ

いては実施しない。

③水泳授業

- ・幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校については、今年度は中止とする。

(2) オンライン授業等

- ・感染等により登校できない児童生徒や感染不安等により登校が困難な児童生徒に対しては、保護者の希望を踏まえ、1人1台の学習用パソコン等を活用したオンライン授業（オンラインによる個別面談・指導、授業ライブ配信等）を実施する。（小学3年生以下の児童の場合は、保護者のサポートがあることを前提とする。）
- ・オンライン授業を希望しない場合にも、デジタルドリルや紙の教材等により家庭学習を支援する。
- ・いずれの場合も、適宜学習状況や健康状態の確認を行う。

(3) 学校園行事等

- ・以下の学校園行事については延期または中止とする。
 - ①修学旅行・野外教育活動・自然学校など泊を伴う行事
 - ②運動会・体育大会
 - ※運動会・体育大会については熱中症対策の観点から、原則9月20日までは実施しない。
- ・以下の学校園行事については感染防止対策を徹底した上で実施することができる。
 - ①泊を伴わない校外学習
 - ※神戸市内での活動を原則とする。
 - ②授業参観、保育参観、個別懇談会、三者面談会など保護者が来校園する行事
 - ③文化的行事（文化祭・音楽活動）

(4) 部活動

①中学校・義務教育学校

- ・平日週4日間、各日2時間以内、土日いずれか1日、3時間以内とする。
- ・対外試合（公式戦を除く）は当面の間、原則神戸市内に限る。
- ・合宿等、宿泊を伴う活動は原則実施しない。

②高等学校

- ・平日週4日間、各日2時間程度、土日いずれか1日、3時間程度とする。
- ・対外試合（公式戦を除く）は、当面の間、県内に限る。
- ・合宿等、宿泊を伴う活動は原則実施しない。

③公式戦

- ・高体連・高野連・中体連・文化関係連盟・中央競技団体等が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）への参加にあたっては、感染防止対策の徹底を図る。

4. 心のケア等

- ・新型コロナウイルス感染症に起因する児童生徒等のストレス、いじめ、偏見等に関し心のケア等に配慮する。
- ・学校現場で感染症対策や児童生徒等の心のケアを最前線で支える教職員の精神面の負担を鑑み、教職員のメンタルヘルスにも十分配慮する。

5. 学校施設開放事業

- ・感染防止対策のため、一定の制限のもと学校施設開放事業での利用を可とする。

6. 教職員の服務及び研修等

(1) 外出の自粛及び20時以降の勤務の抑制

- ・感染拡大防止の観点から、人出の多い場所への外出・移動は徹底して避ける。
- ・緊急時の対応等を除き、遅くとも20時までに教職員が退勤できるよう、効率的な業務遂行に努める。なお、定時制高等学校及び夜間中学校においては、勤務時間終了後、速やかに退勤するように努める。

(2) フレックスタイム制の利用

- ・通勤中の人と人との接触機会の低減を図るため、学校園の運営に支障がない範囲でフレックスタイム制の利用により、積極的に時差出勤を行う。

(3) 研修等

- ・感染防止対策を徹底した上で集合研修の実施を可とする。

7. 社会教育施設

- ・青少年科学館については、金曜日・土曜日・日曜日・祝日は19時まで、月曜日から木曜日（祝日除く）までは16時半までの開館とする。

本通知は、国の通知に基づき児童生徒の新型コロナワクチン接種について留意すべき事項をお知らせするものです。教職員全員への周知をお願いします。

事務連絡
令和3年6月30日

校長様

教育委員会事務局
健康教育課長

児童生徒のワクチン接種についての留意事項

文部科学省・厚生労働省の連名により発出された「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して集団で実施することについての考え方及び留意点等について」（令和3年6月22日）の内容を踏まえ、以下のとおりお知らせしますので、教職員への周知をお願いします。

記

1. 12歳から15歳の方への新型コロナワクチン接種について

【神戸市における取り扱い】

- ・12歳から15歳の方へのワクチン接種については、診療所・病院での個別接種を推奨する。
- ・なお、かかりつけ医がない場合など、診療所・病院での個別接種が困難な場合には、神戸市設置の接種会場での接種を行うことができる。

2. 児童生徒のワクチン接種について留意すること

- ・新型コロナワクチンの接種を受ける又は受けないことによって、差別やいじめなどが起きることのないよう、学校においては、

- ・ワクチンの接種は強制ではないこと
- ・周囲にワクチンの接種を強制してはいけないこと
- ・身体的な理由や様々な理由によってワクチンを接種することができない人や接種を望まない人もいること。また、その判断は尊重されるべきであること

を教職員が理解した上で、児童生徒の発達段階に応じた学習を行い、保護者に対しても周知願います。

- ・またワクチン接種が事実上の強制につながることはないよう、「児童生徒の行事への参加等に際して、ワクチンの接種等の条件を付さないこと」はもちろん、誤解を招くようなことがないようご配慮願います。

3. ワクチン接種に伴う出欠等の取扱い

- ・児童生徒が医療機関等でワクチン接種を受ける場合及び接種後に副反応が出た場合等においては、指導要録上、柔軟に取り扱うことが可能です。詳しくは添付している国通知の「2. 新型コロナワクチンの接種に伴う出欠等の取扱い」をご参照ください。

担当：健康教育課 美藤・庄・小田（電話 984-0696）

児童生徒のワクチン接種について（教育委員会からのお知らせ）

児童生徒のワクチン接種について、ご心配をおかけしておりましたが、文部科学省・厚生労働省より発出された通知を踏まえ、神戸市として以下のとおり取り扱うこととなりましたのでお知らせいたします。

1. 12歳から15歳の方への新型コロナワクチン接種について

- ・12歳から15歳の方へのワクチン接種については、診療所・病院での個別接種を推奨します。
- ・なお、かかりつけ医がない場合など、診療所・病院での個別接種が困難な場合には、神戸市設置の接種会場での接種を行うことができます。

2. 児童生徒のワクチン接種について留意すること

新型コロナワクチンの接種を受ける又は受けないことによって、差別やいじめなどが起きることのないよう、学校においては、

- ・ワクチンの接種は強制ではないこと
 - ・周囲にワクチンの接種を強制してはいけないこと
 - ・身体的な理由や様々な理由によってワクチンを接種することができない人や接種を望まない人もいること。また、その判断は尊重されるべきであること
- などについて、児童生徒の発達段階（学年）に応じた学習を行っていきます。

市立学校園におきましては、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、熱中症対策も行いながら学習活動等を工夫し、教育活動を継続してまいります。ご家庭におかれましても、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して集団で実施することについての考え方及び留意点等を取りまとめましたので、その内容をお知らせします。

事務連絡
令和3年6月22日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・市町村・特別区衛生主管部（局）

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して集団で実施することについての考え方及び留意点等について

生徒に対する新型コロナワクチンの接種について、学校を会場とし、当該学校に所属する生徒に接種を行う形態の集団接種（以下、「学校集団接種」という。）により、実施することについての考え方及び留意点等について、以下のとおり、取りまとめたのでお知らせいたします。

なお、本事務連絡は、中学校、義務教育学校後期課程、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の中等部及び高等部並びに専修学校高等課程の生徒がワクチン接種を受ける場合を想定したものです。

本事務連絡は、現時点の知見に基づき作成したものであり、今後、新たな知見が得られた場合には、変更の可能性があり得ます。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄

学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して周知されるようにお願いします。

記

1. 学校集団接種に関する考え方

新型コロナワクチンの接種については、医療機関等における個別接種及び市町村が特設会場を設けて行う集団接種が想定されています。

生徒へのワクチン接種を学校集団接種によって行うことは、その実施方法によっては、保護者への説明の機会が乏しくなる、接種への個々の意向が必ずしも尊重されず同調圧力を生みがちである、接種後にみられた体調不良に対するきめ細かな対応が難しいといった制約があることから、現時点で推奨するものではありません。

ただし、個別接種の体制の確保が困難である場合など、特に地域の事情により、ワクチンの接種主体である市町村の判断において、学校集団接種を行う必要がある場合には、以下の点に十分留意し、適切な対策を講じる場合に限り、実施することができます。

(1) 生徒及び保護者への情報提供及び同意に関して留意すべき点

- 生徒及び保護者が自ら接種の判断ができるよう、ワクチンの効果や副反応についての説明、接種に関する相談先の周知を行うことが重要であるため、市町村は、生徒及び保護者に対する丁寧な情報提供や方法の工夫を行うこと。その際、市町村等の相談窓口を設ける等の方法で、ワクチンに関する質問等にも対応すること。
- 特に、16 歳未満の生徒にワクチン接種を行うに当たっては、市町村は、保護者に丁寧な情報提供を行い、保護者の同意を得ることが求められること。

(参考) 保護者の同意や同伴の取扱いについて

16 歳未満への予防接種を実施する場合は、原則、保護者の同伴が必要です。ただし、中学生以上の被接種者に限り、当日の受付時に、接種することについての保護者の同意を予診票上の保護者自署欄にて確認できたときは、保護者の同伴を要しないとすることができます。なお、12 歳の小学生については、引き続き、保護者の同伴が必要です（「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（3.1 版）」）。

- 新型コロナワクチンの接種を受ける又は受けないことによって、差別やいじめなどが起きることのないよう、学校においては、
 - ワクチンの接種は強制ではないこと
 - 周囲にワクチンの接種を強制してはいけないこと
 - 身体的な理由や様々な理由によってワクチンを接種することができない人や接種を望まない人もいること。また、その判断は尊重されるべきであることなどを生徒に指導し、保護者に対しても理解を求めること。

- ・ 市町村は、ワクチンの接種に伴う差別やいじめなどについての相談窓口を設けること。

(2) 接種が事実上の強制とならないために留意すべき点

- ・ 市町村は、授業中など教育活動を実施している時間帯に、学校集団接種を行わないこと。
- ・ 市町村は、学校集団接種を実施するに当たっては、接種を希望しない生徒へ配慮する観点から、放課後や休日、長期休業期間等に設定するなど、生徒が接種の判断を行うに当たっての心理的負担を軽減する工夫を行うこと。
- ・ 接種の強制につながることはないよう、市町村や学校等においては、生徒の行事への参加等に際して、ワクチンの接種等の条件を付さないこと。

(3) 集団接種に対応できる体制の整備

- ・ 市町村は、地域の医師会や医療機関等と連携し、集団接種の対象となる生徒数に応じた適切な体制を整備する必要があること。特に、接種後の経過観察、副反応や有害事象が出た場合の応急対応や連絡の体制、救急体制については万全を期すこと。また、予診票の確認、ワクチンの希釈・充填にも適切な人員を確保する必要があること。
- ・ 多数の生徒への接種体制を確保するには、単に学校医を招聘するだけでなく、医師以外の医療従事者の確保、救急医薬品の確保等を含め、適切な体制を整備する必要があること。
- ・ 学校集団接種を行う学校の教職員が、予診票の配布等を行うことも考えられるが、集団接種に関して、どのような業務に関わるのか、事前に明確にしておく必要があること。ただし、学校運営に過度な負担が生じ、教育活動の実施に支障が生じるような業務の実施は、教職員に対して求めないこと。
- ・ 生徒の接種については、大人の接種の進捗状況をみながら行われるものであり、学校集団接種を行う際に、市町村長の判断により、未接種の教職員の接種機会の確保についても配慮すること。

(4) 予防接種ストレス関連反応への対応

- ・ ワクチンの接種前後に生ずる不安、恐れなどのストレスをきっかけに、接種時の急性ストレス反応（特に血管迷走神経反応）に代表される、予防接種ストレス関連反応と呼ばれる反応が生じることがあること。
- ・ これらの反応は、特に、思春期に発生しやすく、周囲の生徒の様子などの影響を

受けてその場にいる生徒に連鎖して生じることもあるため、生徒が落ち着いた雰囲気
気で接種が進められる環境を整備するとともに、万一に備えた体制を整えておくこ
とが必要であること。

2. 新型コロナワクチンの接種に伴う出欠等の取扱い

(1) 児童生徒が医療機関等においてワクチン接種を受ける場合の出欠の取扱い

児童生徒が医療機関等でワクチンの接種を受ける場合の取扱いについては、例えば、期
日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合等に、校
長が「非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、
校長が出席しなくてもよいと認めた場合」に該当すると判断し、指導要録上「出席停止・
忌引き等の日数」として記録することで欠席としないなどの柔軟な取扱いをすることも可
能です。

(2) 副反応が出た場合の児童生徒の出欠の取扱い

副反応であるかに関わらず、接種後、児童生徒に発熱等の風邪の症状が見られるときに
は、学校保健安全法第 19 条の規定に基づく出席停止の措置を取ることができます。また、
発熱等の風邪の症状以外があった場合には、児童生徒や保護者から状況を聴取し、校長に
おいて適切に判断いただくよう、お願いいたします。

(参考 1) 新型コロナワクチンの児童生徒への接種に関する見解について

令和 3 年 6 月 16 日、公益社団法人日本小児科学会予防接種感染症対策委員会、公益社団法人日本小児科医会から、以下の考え方が示されています。

○新型コロナワクチン～子どもならびに子どもに接する成人への接種に対する考え方～

URL : http://www.jpeds.or.jp/uploads/files/20210616_corona.pdf

○12 歳以上の小児への新型コロナウイルスワクチン接種についての提言

URL : https://www.jpa-web.org/dcms_media/other/Recommendation.21-06-16.pdf

(参考 2) 予防接種ストレス関連反応

予防接種ストレス関連反応は、世界保健機関 (WHO) の専門家会議で提唱されたものであり、WHO は、2019 年 12 月にマニュアルを公表しています。

URL : <https://www.who.int/publications/i/item/978-92-4-151594-8>

血管迷走神経反応は、ワクチン注射への恐怖心や不安感、あるいは痛みが原因で、気分が悪くなったり、気を失って倒れたりすることです。ワクチン接種の会場では、血管迷走神経反応やアナフィラキシーの発生に備えて、接種後の体制を整えてください。

<本件連絡先>

文部科学省

初等中等教育局 健康教育・食育課 03-5253-4111(内2918)

厚生労働省

健康局 健康課 予防接種室 03-5253-1111(内2388)

健保保第2955号
令和3年6月24日

神戸市教育長 長田 淳 様

神戸市長 久元 喜造

12歳から15歳の方への新型コロナワクチン接種について

文部科学省、厚生労働省の連名により発出された6月22日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して集団で実施することについての考え方及び留意点等について」の内容を踏まえ、12歳から15歳の方の新型コロナワクチン接種について、以下のとおり取り扱うことといたしましたので、ご報告します。

記

- ・ 本市における12歳から15歳の方へのワクチン接種については、診療所・病院での個別接種を推奨する。
- ・ なお、かかりつけ医がない場合など、診療所・病院での個別接種が困難な場合には、神戸市設置の接種会場での接種を行うことができる。

母子生活支援施設・児童家庭支援センターの職員等の優先予約を受け付けます

記者資料提供（令和3年6月11日）

本市では、新型コロナワクチンの接種券を6月11日から6月24までに16歳以上の市民全員に順次発送します。予約は7月5日より順次受け付けますが、下記の対象者については6月30日から優先予約を受け付けますので、お知らせします。

1.優先予約の対象者

- ①保育所・幼稚園・特別支援学校等の保育士・教職員等（5月28日公表済み）
- ②母子生活支援施設・児童家庭支援センター・児童養護施設の職員（追加）
- ③柔道整復師、鍼灸師、あん摩マッサージ指圧師（追加）

2.優先予約の受付開始日

6月30日（水曜）

※7月5日（月曜）から50～59歳の方の一般予約の受付を開始するため、上記の対象となる方は、ぜひ優先予約をご利用ください。（7月5日以降も予約は可能です。）

3.接種当日に必要なもの

接種会場で職員証や資格免許証等、証明の提示が必要です。

（参考）接種券の発送と予約開始日

	接種券 発送日	優先予約開始日	一般予約 開始日	
60～65歳	6月11日～6月24日 順次発送	接種券到着次第		
59～50歳		接種券が到着次第	6月30日～	
49～40歳		・60歳未満の方のうち基礎疾患のある方 ・精神障害・知的障害のある方 ・高齢者施設及び障害者施設等の従事者	①保育所・幼稚園・特別支援学校等の 保育士・教職員等	7月5日～
39～30歳		・居宅サービス事業所等、 訪問系サービス事業所等の従事者	②母子生活支援施設・児童家庭支援センター・ 児童養護施設の職員	7月10日～
29～16歳		・医療機関で実習を行う市内大学・専門学校の 医療系学科の学生・実習に同行する教員	③あん摩マッサージ指圧師、はり師、 きゆう師及び柔道整復師	7月15日～ 7月20日～

※下線（②と③）は、今回追加

お問い合わせ先

市政、くらし、各種申請手続でわからないことは[神戸市総合コールセンター](#)にお電話ください
電話 078-333-3330 Fax 078-333-3314

このページの作成者

健康局保健所保健課

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所1号館21階 西側フロア

このページの内容についてメールで問い合わせる

新型コロナワクチン接種の一般予約開始日の前倒し、及び優先予約の対象拡大

記者資料提供（令和3年6月24日）

本市では、6月11日以降、新型コロナワクチンの接種券を市民全員に順次発送し、当初の予定どおり本日24日に発送が完了しています。
現在、予約対象となっている方への接種も順調に進んでいることから、今後、広く一般の方への接種を迅速に行っていくため、一般予約の開始日を前倒し（最大5日）します。
また、感染対策の強化を図るため、一定の職種について優先予約を受け付けているところですが、さらに対象を拡大することとなりましたので、お知らせします。

1.一般予約開始日の前倒し

59～50歳：7月5日（月曜）→【変更なし】
49～40歳：7月10日（土曜）→【変更後】7月8日（木曜）※2日前倒し
39～30歳：7月15日（木曜）→【変更後】7月12日（月曜）※3日前倒し
29～16歳：7月20日（火曜）→【変更後】7月15日（木曜）※5日前倒し
（参考）12～15歳については、7月21日（水曜）に接種券を発送、同日予約受付開始の予定。

2.優先予約の対象拡大

(1) 対象者

マスクなどの感染防護対策が難しい方と直接、接する業務に従事している方

- ①小・中学校、高等学校・高等専門学校の教職員、青少年育成センター等の職員
- ②児童館・学童保育施設等の職員、母子保健事業の従事者
- ③高齢者の介護相談窓口（地域包括支援センター「あんしんすこやかセンター」）で勤務する職員、要介護認定調査員
- ④障害者地域生活支援拠点及び障害者相談支援センター、障害者の就労支援窓口（しごとサポート）、発達障害者相談窓口で勤務する職員、障害認定区分調査員
- ⑤理容所・美容所に勤務する理容師又は美容師

(2) 優先予約の受付開始日：7月5日（月曜日）

7月8日（木曜日）より50歳未満の方の一般予約を順次受け付けますので、上記の対象となる方は、ぜひ優先予約をご利用ください。（7月8日以降も予約は可能です。）

(3) 予約方法

①神戸市民の方

届いた接種券をご用意いただき、同封している「新型コロナワクチン接種のお知らせ」に記載したQRコードを読み取っていただくか、神戸市ホームページのリンクから「優先接種予約受付（新型コロナワクチン）」のページにアクセスしていただき、該当する項目（チェックボックス）を選択して予約してください。

②市外在住者の方

お住まいの市町村から届いた接種券をご用意いただき、[神戸市の新型コロナワクチン接種コールセンター【市外在住者専用】](#)（078-277-3329）にお電話していただき、予約してください。

<平日：8時30分から20時00分まで>

<土日祝：8時30分から17時30分まで>

(5) 接種場所について

比較的、予約の取りやすい大規模接種会場をご利用ください。

（参考）[接種券発送と予約開始日（PDF：82KB）](#)

お問い合わせ先

市政、くらし、各種申請手続でわからないことは[神戸市総合コールセンター](#)にお電話ください
電話 078-333-3330 Fax 078-333-3314

このページの作成者

健康局保健所保健課

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所1号館21階 西側フロア
このページの内容についてメールで問い合わせする

ファイザー社製ワクチンの不足による1回目接種予約のキャンセル・新規予約受付の一時停止（2回目接種については予定通り実施）

記者資料提供（令和3年7月2日）

神戸市内で実施する新型コロナウイルス感染症予防のためのワクチン接種のうち、ファイザー社製ワクチンについては、6月以降、本市の希望量に対して、国からの供給量が半分以下となっており、予約数に応じた接種を円滑に実施することが極めて困難な状況となっています。また、7月下旬に配分されるワクチンについても、希望量を大幅に下回ることが判明いたしました。

このため、**2回目接種に必要なワクチンの確保を最優先に**、1回目接種の予約のキャンセルなどの緊急的な対応をとることといたしました。

市民の皆様には多大なご迷惑をおかけしまして、申し訳ございません。

今後、国からのワクチン供給の目処が立ち次第、予約受付を再開しますので、市民の皆様は今しばらくお待ちいただきますようお願いいたします。

1.1回目接種の新規予約受付の一時停止

全ての接種場所（個別接種医療機関、施設接種、巡回接種、配慮が必要な方のための接種会場、集団及び大規模接種会場）において、1回目接種の新規予約の受付を一時的に停止します。

2.集団接種会場・大規模接種会場の1回目接種予約のキャンセル

ファイザー社製ワクチンを使用する集団接種会場・大規模接種会場において、7月6日（火曜）以降の1回目接種予約を全てキャンセルさせていただきます。

なお、キャンセル対象となった方について、次のとおり予約の振替を行うことにより、接種を受けていただくことといたします。

①65歳以上の方については、モデルナ社製ワクチンを使用する会場への予約の振替を受け付けます。予約の振替は、7月8日以降、各区役所等に配置したお助け隊及びコールセンター（予約振替専用番号）にて受け付けます。

※専用番号については対象者にダイレクトメールなどでお知らせします。

②60歳以上65歳未満の方などすでに予約を完了されている方については、予約振替の方法について調整の上、後日、広報紙及びホームページ等でお知らせいたします。

3.7月5日以降の一般予約受付の一時停止

7月5日以降の予約受付を予定していた下記の方々について、当面の間、受付開始を延期いたします。状況を見て、改めてスケジュールを公表します。

また、7月21日に発送を予定していました12～15歳の方の接種券の発送も延期し、状況を見て発送時期の検討を行います。

- 7月5日（月曜）：50～59歳、小学校などの教職員、学童保育の指導員など優先接種対象の方
- 7月8日（木曜）：40～49歳
- 7月12日（月曜）：30～39歳
- 7月15日（木曜）：16～29歳

4.個別接種医療機関・施設接種の1回目接種予約のキャンセル

個別接種医療機関・施設接種についても、7月12日（月曜）以降の1回目接種の予約についてはキャンセルさせていただきます。

なお、個別接種医療機関のキャンセル対象者のうち、65歳以上の方については、

①モデルナ社製ワクチンを使用する集団接種会場の予約を受け付けるほか、

②個別接種医療機関においてファイザー社製ワクチンの供給があり、予約受付可能となった際に、改めて予約の受付を再開いたします。

5.2回目接種の確保

以上の対応を行うことにより、これまでに1回目の接種を終えられている方につきましては、2回目接種のワクチンを確保いたします。

神戸市では、7月1日までに、65歳以上の高齢者約43万人のうち、約35万人（約8割）の方が1回目接種を受けており、7月中下旬ごろには高齢者に対するワクチン接種を概ね終わることができると考えています。

〔参考1〕 振替予約を受け付ける集団接種会場（モデルナ社製ワクチンを使用する会場）

地区	会場	開設日
東灘区	神戸ファッションプラザ9階	土曜・日曜・祝日
中央区	IHDセンタービル9階会議室（WHO神戸センター隣）	毎日
中央区	神戸学院大学ポートアイランド第2キャンパス	毎日
兵庫区	ノエビアスタジアム神戸（7月15日～）	木曜・金曜・土曜 （8月5日～毎日）
須磨区	須磨パティオ健康館 ※7月15日以降は毎日開設します。	土曜・日曜・祝日 （7月15日～毎日）
西区	キャンパススクエア本館2階（リパティホール）	毎日

〔参考2〕 ファイザー社製ワクチンの本市希望量及び供給量の推移

	希望量	供給量
第8クール（6月21日～7月4日）	362,700回分	166,140回分
第9クール（7月5日～7月18日）	315,900回分	140,400回分
第10クール（7月19日～8月1日）	819,000回分	約160,000回分（見込み）

〔参考3〕 国に対する追加供給の要望

本市ではワクチン供給の不足について、6月29日付で内閣府特命担当大臣・内閣府副大臣に対して要望しました。（[別紙（PDF：155KB）](#)）
なお、現時点において、国から追加供給の回答はありません。

<要望内容>

- ①ファイザー社製ワクチンについて、本市の希望量通りの追加供給をすること。
- ②モデルナ社製ワクチンについて、今後の供給見通しを早急に具体化すること。

お問い合わせ先

市政、くらし、各種申請手続きでわからないことは[神戸市総合コールセンター](#)にお電話ください
電話 078-333-3330 Fax 078-333-3314

このページの作成者

健康局保健所保健課

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所1号館21階 西側フロア
このページの内容についてメールで問い合わせる